

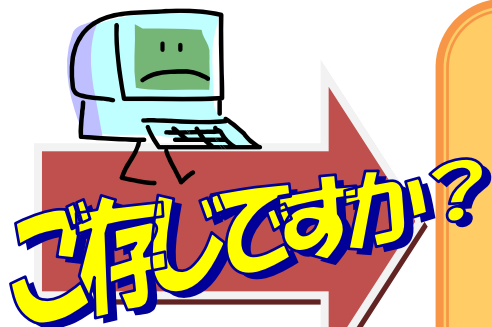
職員の皆さんへ



絶対ダメ! 違法コピー



パソコン等のコンピュータを使用するには、ソフトウェアが必要ですが、これは著作権法及び国際条約によって「プログラムの著作物」として保護の対象となっています。



★所有するライセンス数を超えてパソコンにソフトウェアをインストールする行為が『違法コピー』



ライセンス
1台分



2台に
インストール



1台目
正規の
インストール



2台目
違法コピー

ボリューム
ライセンス
10台分



12台に
インストール



1~10台目
正規の
インストール



11~12台目
違法コピー

☆職員一人ひとりが適切に管理しましょう☆

- *ソフトウェアの使用に当たっては、ライセンスの有無を必ず確認しましょう。
- *職場内でのライセンス管理を徹底しましょう。
- *一人ひとりが「著作権（物）」への理解・認識を高めましょう。
- *ソフトウェアに異動を伴う行為を行う際は、所要の手続きが必要となるので注意しましょう。

これも違法コピー!

- 職場内に最新バージョンのソフトウェアが導入されたので、ライセンスはないが自分のパソコンにもインストールして少だけ試した。
- 業務の都合で、緊急にソフトウェアが必要となり、他のパソコン用に取得していたソフトウェアをライセンスなしでインストールして、使用後すぐに消去した。
- 新しいパソコンを購入した際、販売店にインストール作業を依頼したところ、便利なソフトウェアをサービスとしてインストールしてくれたが、ライセンス証書が提出されない。